

公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施要項案（公害健康被害補償業務の徴収業務）
 に関して寄せられた意見について

平成20年11月4日
 独立行政法人環境再生保全機構

整理番号	意見対象箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
1	全体	実施要項（案）等にて、本業務にかかる作業内容が定義されていますが、サービス・品質等の維持・向上が可能であれば、こうした要領と異なる提案をしても良い旨、実施要項内に明記いただけませんか。	ご提案の内容が、サービスの質を確保しつつ、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮するために、実施要項案と異なる実施手順等が不可欠であるとするものであるならば、それを提案されても差し支えありません。その場合には、実施要項案に沿ったものと同等以上の効果が期待できるという理由を明らかにすることが必要となります。 また、民間事業者の創意工夫が期待される徴収業務の一部は、従前の方法と同等以上の効果を有する実施方法であれば、いかなる提案でも可能である旨を定めることにします。
2	3 ページ 2.(3)	「都道府県ごとに少なくとも1回は説明会を開催すること。」とありますが、各都道府県に拠点を有する事業者以外の応札が困難になるため、本条件を削除して頂けませんか。	ご意見に係る項目は、民間競争入札の対象となる徴収業務の質から削除します。
3	3 ページ 2.(3)	「必要かつ十分な数の相談窓口及び受付窓口を設け」とありますが、納付義務者が相談したり申告書を提出したりするためには、対面の窓口が設置されている必要はないと考えます。以下のように修正することをご提案いたします。 「納付義務者に対する相談窓口及び受付窓口を設け、…（以下同文）」	ご意見に係る項目は、民間競争入札の対象となる徴収業務の質から削除します。
4	3 ページ 2.(4)	金額の減額について記載されていますが減額の幅が大きすぎ、また最大の減額幅が定義されていないため、応札者にとって相当のリスクとなります。（例えば、提出率が46%未満	減額の最大限度額を、委託費（年額）の10%の金額とする旨を定めることにします。 なお、仮に、納付義務者からの申告・納付が滞る事態となった場合、公害健康被害認定患者（以下「被認定者」という。）へ支給

		<p>になった場合、受託者には委託費が支払われるところか逆に委託者が金額を払うこととなります)</p> <p>以下の対応をお願いいたします。 委託費の減額を行わない、もしくは委託費の減額下限を設定する。 (例：最大の減額金額は委託費(年額)の10%とする。) 減額率の算出を、5年間の平均値とする。</p>	<p>する補償給付費等の資金が確保できないなど困難な事態が生じることになります。</p> <p>徴収業務が円滑に進まない、被認定者への補償給付費の支払い等に重大な支障が生じることを認識していただき、毎年毎年徴収業務が確実に行われることが、サービスの質の維持・向上に不可欠であることをご理解いただきたいと思います。</p>
5	5ページ 6.	<p>審査の公平性の観点から、審査者を既存の業務を管理している機構の方ではなく、外部の第三者に実施させることをご提案いたします。</p>	<p>外部の有識者等を含めた委員で構成する評価委員会を設置いたします。</p>
6	6ページ 6.(1)	<p>加点項目の配点基準ですが、どのような評価基準で配点を付与するのか明示頂けませんでしょうか。(例：最優秀(最大1社)：10点、相対的に優位：6点、相対的に劣位：2点、記載なし：0点)</p>	<p>加点項目、評価項目及び配点基準の内容について、より明確になるように修正します。</p>
7	7ページ 6.(2)	<p>採点方式が総合評価除算方式となっておりますが、この方式では提案内容に付される得点よりも入札価格の方が落札可否に大きく影響を及ぼすこととなります。</p> <p>他省庁の市場化テスト案件でも同様の落札方式により安値入札による落札が続いており、適正な競争が働いているとは言い難い状況とも言えます。</p> <p>より一層の公平性確保の観点から、加算方式を採用することをご提案いたします。</p>	<p>除算方式であっても、サービスの質の低下を招かないように、提出される各企画提案書の内容が、求めるサービスの質を確保できるものであるかどうか等の審査を厳正に行います。</p>
8	別紙 2 従来 の実施に要した 人員	<p>商工会議所の従事者数が記載されていますが、本業務に専属の要員ではないと推察いたします。(例：平成19年度 238人となっており、金額に比して多すぎる気がいたします)</p> <p>本業務の作業ボリュームを見積もるための</p>	<p>平成19年度実績の工数は、5,971人・日(委託商工会議所の合計)です。</p>

		情報となっていないと考えますので、本業務に必要となる工数を示して頂けますでしょうか。	
9	別添 6 徴収業務のフロー図	<p>業務課総括係で申告書の入力を行っていますが、紙の申告書をデータ入力する作業や電子化する作業は民間委託になじむものと考えます。</p> <p>本業務委託の範囲を変更し、こうした内容を含めることをご提案いたします。</p>	<p>現在、紙申告に係るデータ入力作業は、短期集中的に派遣職員により実施しています。当該業務は、次の理由から、本委託業務と別体系で実施する方が適切であると考えます。</p> <p>申告書の提出率を上げるために、データ捏造を行う可能性も否定できないため、当該事態の発生を未然に防止する方策を視野に入れておく必要がある。</p> <p>機構にあるデータ管理システムの一部を変更（企業情報の漏洩を防止するためのセキュリティ強化のシステム開発、データを取り込むためのシステム開発等）しなければならないことも想定され、新たな経費負担の増加が見込まれる。</p> <p>データの入力ミスの確認は、派遣職員の入力時に同時並行的に機構職員により実施しているため、誤り等の修正は、機構職員の指導のもと逐次実施されている。委託業務に含めた場合、これらの作業ができなくなり、業務の非効率化を容認することになる。</p>